

Pick Up! 行政情報



保険・年金のお知らせ

会社の健康保険等を
脱退・加入された場合は、
届出を行います。

届出時にマイナンバーの記載をする場合は、申請者である世帯主のかたの「マイナンバーの確認」と「本人確認」を行います。



特定健康診査・後期高齢者医療健康診査の受診券を送付します

保険

特定健康診査・後期高齢者医療健康診査は、生活習慣病等の病気を早期に発見するため欠かせない健診です。毎年受診し、ご自身の健康づくりに活用しましょう。

平成28年度の受診券は5月上旬に送付します。対象者は、4月1日現在芦屋市国民健康保険に加入されている40歳以上のかた(年度内に40歳となるかたも含む)または後期高齢者医療制度に加入されているかたです。

健康保険の資格を取得された4月2日以降に芦屋市国民健康保険に加入されるかたも、後期高齢者医療制度に加入されるかたです。

問い合わせ 保険課管理係 ☎ 38-2035

※世帯員のかたが来庁される場合は、来庁されたかたの本人確認を行います。

※マイナンバーの記載ができる場合も、手続きできます。

他の健康保険を	必要なもの
脱退したとき	・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑
加入したとき	・他の健康保険の被保険者証(脱退するかた全員分) ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑

国民健康保険のお知らせ

保険

問い合わせ 保険課保険係 ☎ 38-2035

所得の申告を!
保険料を計算する上で
所得申告が必要です!

前年度に国民健康保険所得申告書を提出されたかたや未申告のかたには、国民健康保険料を4月または6月に送付します。期日までに申告すると、7月に決定する保険料に反映されます。

保険料の軽減制度を受けられる場合がありますので、所得がない場合でも申告をしてください。ただし、確定申告や市町村税申告をされたかた、また会社で年末調整をされたかたは不要です。

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率が決定しました。保険料額は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計(上限57万円)となります。個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。保険料の計算方法や、軽減等は通知書に同封のお知らせをご確認ください。

後期高齢者医療制度の料率が変わります

保険

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 078-326-2021

問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎ 38-2037

所得の申告を!
保険料を計算する上で
所得申告が必要です!

【兵庫県の平成28・29年度の保険料率】	
均等割額	48,297円
所得割額	基準総所得金額×10.17%
(参考)平成26・27年度	
均等割額	47,603円
所得割額	基準総所得金額×9.70%

※基準総所得金額とは、総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた金額です。

学生のみなさんへ 学生納付特例制度

年金

国民年金は、20歳になればすべてのかたが加入しなければならない年金制度です。学生のかたも国民年金保険料を納付しなければなりません。

所得が少ないなどの経済的な理由で国民年金保険料を納めることができない困難なときには、本人の申請により在学中の保険料の納付が猶予され、卒業後に国民年金保険料を納めることができます。一部非該当の学校があります。

※届け出をしないで未納(納付しない)のまま放置しているかたは、将来の年金額が減り、万引きの対象となります。

■申請方法

本人の前年所得が118万円以下の学生のかた(扶養親族等があれば、その人数に応じた額が加算されます)。

■学生納付特例制度の対象者

※はがきが届かない場合は、学校等の変更がある場合は、市民課②番窓口へお越しください。

■保険料の追納

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。学生納付特例を承認された月から10年以内に保険料を納付(追納)すれば、通常に納付された期間と同様の取り扱いとなります。

※承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間があります。

子ども・若者の健全育成に向けての提言

問い合わせ 青少年育成課 ☎ 22-0358

青少年問題協議会は、3月18日の総合教育会議で市長および教育長に提言を行いました。主な内容は以下のとおりです。



【提言内容】

- (1)子ども・若者の遊び場(居場所)を確保する
- (2)健全な家庭づくりへの支援を進める
- (3)寛容なまちづくりへの理解を求める
- (4)苦情を課題として捉え地域・行政で考える場を設定する
- (5)不登校・ニート・ひきこもり支援の具体化に向けて一歩踏み込んだ工夫を求める

